

令和2年3月第5回松阪市教育委員会定例会会議録

令和2年3月17日（火）教育委員会室

議題

- 議案第6号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第7号 松阪市教育委員会非常勤職員の取扱いに関する規則の一部改正について
- 議案第8号 松阪市原田二郎奨学金奨学生選考委員会設置規則の制定について
- 議案第9号 松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について
- 議案第10号 松阪市立小中学校・共同実施文書管理規程の一部改正について
- 議案第11号 松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について
- 議案第12号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
- 議案第13号 松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等に関する規程の制定について
- 議案第14号 松阪市立認定こども園設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

報告事項

- ※ 新型コロナウイルス感染症対策に関する報告について
 - 1. 令和元年度2月児童生徒の問題行動等について
 - 2. 松阪市立小中学校財務事務取扱要綱の一部改正について
 - 3. 松阪市子ども会連合会事業補助金交付要綱の一部改正について
 - 4. 松阪市PTA連合会補助金交付要綱の一部改正について
 - 5. 松阪市スポーツ少年大会等補助金交付要綱の一部改正について
 - 6. 松阪市体育協会加盟団体育成強化補助金交付要綱の一部改正について
 - 7. 松阪市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正
 - 8. 松阪市総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金交付要綱の一部改正について
 - 9. 松阪市スポーツ激励金交付要綱の一部改正について
- 10. 指定無形民俗文化財保存活動事業補助金交付要綱の一部改正について
- 11. 殿町武家屋敷生垣等保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について
- 12. 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	長 島	彩 子
委員	岡 田	光 生
委員	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美

出席事務局職員

局長	青 木	俊 夫
次長	伊 藤	卓 哉
教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西	雅 之
公民館マネジメント担当参事兼 生涯学習課長	藤 武	利 文
スポーツ振興・国体担当参事	刀 根	和 宜
飯南飯高コミュニティ・スクール 担当参事兼西部教育事務所長	中 林	穰 太
学校教育課長	塩 野	光 弘
学校支援課長兼 子ども支援研究センター所長	尾 崎	充
子ども安全・安心担当監	小 泉	恵 希
松阪公民館担当監	永 田	明 美
スポーツ課長	松 林	正 人
中部台管理事務所長	伊 藤	明
国体推進室長	前 出	和 也
国体推進室担当監	熊 野	佳 幸
給食管理課長	上 山	孝 一
北部教育事務所長	本 田	不三彦
健康福祉部こども局こども未来課長	谷 中	靖 彦
産業文化部文化課長	川 村	浩 稔
産業文化部文化課文化財担当監	松 葉	和 也

午後1時30分開会

○教育長

ただ今から令和2年3月第5回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可をいたしました。ご報告を申し上げます。

議事等に入ります前に、先月2月26日に新しく谷口雅美様が教育委員会委員に就任されましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。谷口委員よろしくお願ひします。

(就任の挨拶)

○教育長

谷口委員、4年間よろしくお願ひいたします。

○教育長

それでは、事項書に従いまして、進めさせていただきます。最初に、私の方からご報告をさせていただきます。

教育長職務代理者の竹内 一委員が、2月25日を以て退任されましたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長職務代理者として長島彩子委員を指名いたしましたのでご報告させていただきます。

長島委員、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第6号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願ひます。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第6号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第7号「松阪市教育委員会非常勤職員の取扱いに関する規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願ひます。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第7号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第8号「松阪市原田二郎奨学金奨学生選考委員会設置規則の制定について」

の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第8号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第9号「松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について」と議案第10号「松阪市立小中学校・共同実施文書管理規程の一部改正について」は、関連がございますので一括して提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の議案第9号及び議案第10号の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
まず、議案第9号について、討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第9号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。
次に、議案第10号について、討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。
議案第10号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。
次に、議案第11号「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について」の

提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第11号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」と議案第13号「松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等に関する規程の制定について」は、関連がございますので一括して提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の議案第12号及び議案第13号の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

まず、議案第12号について、討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第12号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号について、討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第13号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号「松阪市立認定こども園設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関

する規則の制定について」の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第14号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。まず、はじめに「新型コロナウイルス感染症対策に関する報告」を事務局からお願いいたします。

(事務局説明)

◎事務局

今回の新型コロナウイルスに関する対応でございますが、徳和公民館が独自の取組みをしていただきまして、比較的若い世代の概ね40歳以下のボランティアを募集して小学校3年生以下の子どもたちを対象に公民館での見守りをしていただいています。その中では、感染症対策は当然ですが、ゲームはしないなどのルールを決めています。初日には市長も行っていましたし、フラフープを使って一定の間隔をあけての運動等で子どもたちのストレス解消もしていただくなど非常に良い取組みをしていただきました。今、テレビなどでも換気が大事、密集しない、大声を出さないの3つが言われていますので、そういった対策をしながら取組みをしていただいています。

○教育長

次に、報告事項1から12につきまして、事務局から説明願います。

(事務局説明)

○教育長

ただ今の事務局の説明に対してご質問等はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

ご質問、ご意見がないようですので、報告事項1から12は、承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしということでございますので、報告事項1から12は、承認いたしました。

報告事項が終了いたしましたので、その他の項に入ります。委員の方々からその他の項で何かございませんか。

◆委員

新型コロナウイルスの関係で学校が休校になっていますが、保護者や新聞等で読んだのですが、子どもたちが外に出て遊んでいたら学校に連絡や通報があったというようなことが載っていたので、松阪市内でもそのような連絡が入ったりしているのでしょうか。子どもが遊びに行けない、外に出れないなど、どこにも行けないのでストレスが溜まっているのを感じるのですが、どうすることもできずに生活のリズムが崩れてきている状況です。もう一点は再開の目途が立たない状況でゴールが見えない休みという点で子どもたちも不安だし、保護者も学校が再開されたときにスムーズに学校へ送り出せるのかと不安に思ってみえると思います。

◎事務局

外で遊ぶことに対するストレスという部分、あるいは保護者の方、おじいちゃん、おばあちゃんにご対応いただいているところもごさいます。外で遊んでいることに対して、文科省からも運動可ということにはなっております。ただ、私どもの窓口にご相談いただく内容といたしましては、散歩等で遊ばせると近所の方からだめじゃないと言われるというようなご相談をいただくこともあります。大きな施設的な部分で中部台運動公園などは、芝生のグラウンドもあるのですが、遊具等もありますので、本来は小さいお子さんが使うべきところを小中学生が占拠してしまうような使い方は好ましくないとは思いますが、適度な運動、手洗い、うがいをして感染防止に努めるというようなことは求められているところでもごさいます。今後の方向性につきましては、19日に国からの発表もあるということで、そちらにも耳を傾けながら、市のホームページでも早期に情報を流せるように対応していきたいと考えております。

○教育長

少し補足をしますと、休校の期間は、3月2日から25日までです。ただ、25日は、学校の教育課程の卒業式に準ずる大切な行事として、終了式を行いたいと思っております。本日ホームページへ掲載をしております。それ以降は春休みに入りますので、一応そこで区切りを付けますが、新型コロナウイルス対策、配慮については、それ以降も続いていくものだと考えています。子どもたちが遊べる場所を確保していきたいと考えておりますので、例えば学校のグラウンド、公園などで子どもたちが運動するということは推奨できるようにホームページにその旨しっかり掲載していきたいなと思っております。新型コロナウイルス対策で家庭での学習内容は、各学校から時間割等が伝えられています。休業中の学校の取組みなんですけど、家庭訪問を行って、子どもの状況について、ご飯は食べているか、顔色がどうか、一人でのいるのかななどを把握して記入している学校もあります。計画的に取組むことと計画的に外に出て運動することというのは必要なことで、特に日光にあたるというのは抵抗力を高めますので推進していきたいなと思っております。あと見通しですが、19日の国の発表後、ある程度の方向性がはっきりしてくるのではないかと考えています。既に学校を再開しているところもありますので、そのあたりも国の判断のひとつには、なるのかなと思います。

◆委員

子どもや保護者には、いろんなストレスがあったり、日常のサイクルが変わったというあたりは、ニュースやいろいろなメディアで報道されています。先生方も家庭訪問の回数が増えたなど、先ほどお話しがありましたが、先生方もサイクルが変わってしまったと思いますので、仕事量が増えてしまったとか何か情報があれば教えていただきたいと思います。

◎事務局

正確に数字等で報告があるのは、月末か4月になるかと思いますが、聞かせていただいている範囲では、子どもを授業で見る時間は、家庭訪問に使うこともありますし、あるいは、卒業式の準備を通常は子どもたちとやっていた部分を先生方だけでやったというような話も聞かせていただいています。時間的に余裕のある部分については、年度末に処理する事務を前倒ししてやっていただいたりもしていると聞いております。臨時休業に入った当時は、子どもたちに与える課題や連絡などで随分大変な状況であったと聞いておりますが、時間の経過とともに定期的に家庭訪問等をしながらい来年度に向けての検討等をしていただいています。

◎事務局

学校のホームページをよく見させていただいています。特に臨時休業に入ってから結構ホームページを使って学校が子どもたちにいろんなメッセージを掲載しています。特に卒業式前だと先生がメッセージを書いたり、式場の様子をホームページに掲載して、その中で先生方が呼びかけをしているとか、先生方が子どもたちにいろんな発信をしてくれているなど感じています。当然家庭訪問もしていただいているということもありますし、ホームページ等で声かけなどのやり取りをしてもらっている学校もあります。日頃の事務もありますけどもコミュニケーションを取る努力を随分していただいていると感じています。

○教育長

ある小学校ですが、卒業式が多分卒業生だけになるだろうということで、在校生のところへ全職員が回って卒業生へのメッセージを書いてもらって、それを貼り出すなどの取り組みをしていただくなど、家庭訪問をしっかりしていただいて、子どもとのつながりを密接にしているという印象を特に受けます。また、先ほど委員からもお話しがございましたがリズムが崩れる、家庭での様子が心配であるということも含めて、4月以降は相談体制の充実、それを図るスクールカウンセラー、心の教室相談員、また新規事業の不登校対策等を最大限活用して、子どもたちの心のケアというのともあわせて行いたいと思っています。現在も必要な場合は、カウンセラーとか心の教室相談員が担任といっしょに行くなど関わっているところです。

◆委員

小中学校の休校で他の市では、余った給食の牛乳を民間の方が買って助けたとかありましたが、松阪は準備したものが廃棄になったのかなども含めどうだったのでしょうか。

◎事務局

3月2日から6日にかけては、学校で一部の児童を預って、給食も提供させていただいた状況でございますが、当初給食を実施するかどうか不確定な部分があったので、牛乳については、業者に連絡して止めてありました。ただ、5日間に限り学校で児童を見守り、給食も提供していくという中で業者に連絡し、4日の水曜日からは牛乳も提供することで発注をしましたが、放課後児童クラブの利用登録者数を上限として発注をしたので、若干の余りは出たかなと思っています。

○教育長

今回、給食を1週間提供しましたが、最初の段階で破棄になるもの、残せるもの等を全部調査いたしました。生ものについては、ほとんどが廃棄せざるを得ない状況でしたが、この間に給食を実施したということと、早い段階でストップをかけましたので、大きな食品ロスには繋がっていない状況です。実態把握もして、残せる物は残して貯蔵するという

形で対応ができたと思います。

○教育長

他に、何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

他にないようでございますので、事務局から「その他の項」で何かありませんか。

(事務局から「なし」の声)

○教育長

ないようでございますので、事務局から次回の定例会の日程報告をお願いいたします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月21日火曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、これで令和2年3月第5回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時35分閉会